

2016 年 3 月 4 日

第 116 回定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項(任意開示事項)

事業報告「3. 当社が保有する株式に関する事項」に係る任意開示事項

- 当社が純投資目的以外の目的で保有する上場投資株式のうち貸借対照表
計上額上位 30 銘柄 … 1 ページ

事業報告「5. 当社のコーポレートガバナンスの状況と役員等に関する事項」に係る任意開示
事項

- 2016 年 1 月 1 日付改定後「内部統制システムの基本方針」 … 2 ページ
- 会社役員の「重要な兼職」の判断基準 … 5 ページ
- 会社役員の「重要な兼職」先との関係性記載基準 … 5 ページ

株式会社 資生堂

●当社が純投資目的以外の目的で保有する上場投資株式のうち貸借対照表計上額
上位 30 銘柄(2015 年 12 月 31 日現在)

	銘 柄	株式数	貸借対 照表計 上額	主な取引内容	保有目的
1	株式会社みずほフィナンシャルグループ	千株 16,625	百万円 4,048	当該会社の子会社との金融取引	業務の より円滑 な推進の ため
2	小野薬品工業株式会社	117	2,537	商品販売	
3	株式会社三菱 UFJ フィナンシャル・グループ	2,496	1,890	当該会社の子会社との金融取引	
4	凸版印刷株式会社	1,628	1,822	商品包装資材・販促用具購入	
5	東京海上 ホールディングス株式会社	300	1,413	当該会社の子会社との保険取引	
6	株式会社 Paltac	600	1,296	商品販売	
7	大日本印刷株式会社	871	1,050	商品包装資材・販促用具購入	
8	損保ジャパン日本興亜ホールディングス株式会社	221	887	当該会社の子会社との保険取引	
9	MS & AD インシュアランスグループホールディングス株 式会社	239	854	当該会社の子会社との保険取引	
10	三井住友トラスト・ホールディングス株式会社	1,432	660	当該会社の子会社への株主名簿管 理業務委託、金融取引	
11	株式会社ワコールホールディングス	439	636	当該会社の子会社からの生産受託 取引	
12	株式会社セブン&アイ・ホールディングス	110	612	当該会社の子会社への商品販売	
13	日本精化株式会社	670	606	原料購入	
14	株式会社プラネット	300	443	商品流通システム構築委託	
15	J. フロント リテイリング株式会社	235	415	当該会社の子会社への商品販売	
16	イオン株式会社	203	379	当該会社の子会社への商品販売	
17	株式会社百十四銀行	712	322	金融取引	
18	高砂香料工業株式会社	70	205	原料購入	
19	セリア新薬工業株式会社	126	203	商品製造委託	
20	日本ビギメント株式会社	491	99	原料購入	
21	株式会社近鉄百貨店	300	99	商品販売	
22	イチ・ツー・オー リテイリング株式会社	31	74	当該会社の子会社への商品販売	
23	スターツ出版株式会社	48	73	WEB ビジネスにおける業務提携	戦略的提携 を前提とした 連携強化の ため
24	株式会社平和堂	25	66	商品販売	業務の より円滑 な推進の ため
25	株式会社あらた	22	57	商品販売	
26	株式会社丸井グループ	20	39	当該会社の子会社への商品販売	
27	東京急行電鉄株式会社	25	24	当該会社の子会社への商品販売	
28	株式会社 AOI Pro.	19	19	広告宣伝関連取引	
29	株式会社松屋	15	19	商品販売	
30	共同印刷株式会社	55	18	商品梱包材料・販促用具購入	

(注)1. 当社には純投資目的での保有株式はありません。

2. 上記のうち上位 10 銘柄は、貸借対照表計上額が当社資本金額の1%を超えています。

●2016 年 1 月 1 日付改定後「内部統制システムの基本方針」

当社は、2015 年度に当社および当社グループに適用された「内部統制システムの基本方針」を事業報告に記載しています。2016 年 1 月 29 日開催の取締役会において、この基本方針を改定し、下記のとおりとしました。

1. 当社およびグループ各社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制、グループ全体における業務の適正性を確保するための体制

当社およびグループ全体に影響を及ぼす重要事項については、取締役会において決定する。

代表取締役は、定期的に職務の執行状況を取締役会に報告する。取締役の業務の執行に関する監督機能の維持・強化のため、社外取締役を選任する。監査役は、取締役の職務の執行について適法性・妥当性監査を実施する。取締役および使用人は、監査役からの求めに応じ、職務の執行状況を監査役に報告する。

資生堂グループ共通の企業使命・事業領域であり、普遍の存在意義として定めた「Our Mission」を実現するために、資生堂グループで働く一人ひとりが共有すべき心構え「Our Values」と、より高い倫理基準をもって業務に取り組むための行動基準「Our Way」「資生堂グループ倫理行動基準」を制定し、適法かつ公正な企業活動の推進に努める。(＊)

また、「Our Way」「資生堂グループ倫理行動基準」に基づきグループ全体で遵守する基本ポリシー・ルールを制定し、「Our Mission」「Our Values」「Our Way」「資生堂グループ倫理行動基準」と併せて、グループ各社・各事業所への浸透を図り、もって、グループ各社・各事業所が、詳細な諸規程を制定するための環境を整備する。

当社に「コンプライアンス委員会」を設置し、世界の主要地域に配置した地域本社においてコンプライアンス機能を果たす組織と連携しながら「グループ全体の適法かつ公正な企業活動の推進」や「リスク対策」など、企業品質向上に向けた活動を統括する。なお、重要な事案や推進状況については、代表取締役社長を通じ取締役会に適宜提案・報告する。

グループ全体の適法かつ公正な企業活動を推進する企業倫理推進担当をグループ各社・各事業所に配置し、定期的に企業倫理に関する研修を実施する。企業倫理推進担当は、各職場における企業倫理活動の計画を立案し、その推進状況および結果を「コンプライアンス委員会」に報告する。

グループ内における法令・定款・諸規程に違反する行為を発見して是正することを目的に、内部通報窓口として、委員長を通報・相談先とするホットラインを「コンプライアンス委員会」に、企業倫理推進担当を通報・相談先とするホットラインをグループ各社にそれぞれ設置する。なお、日本地域のホットラインは、社内カウンセラーによる社内窓口に加え、社外のカウンセラーによる社外窓口も設置する。

内部監査に係る諸規程に従い、グループ全体の内部監査を実施し、業務の適正性を監査する。

内部監査の結果は、取締役および監査役に報告する。

- 2. 当社およびグループ各社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**
- 迅速で効率性の高い企業経営を実現するために執行役員制度を導入し、意思決定、監督機能を担う取締役と業務執行機能を担う執行役員の役割を分離する。
- 代表取締役は、目標達成に向けたグループ全体の職務の執行を統括し、監督する。執行役員は、グループ各社を含む担当領域の具体的な目標を決定するとともに効率的な業務遂行体制を構築する。
- なお、重要な業務遂行については、多面的な検討を行うために執行役員をメンバーとする、業務執行の意思決定会議等において審議する。
- 取締役会および業務執行の意思決定会議等において目標に対する進捗状況を確認し、必要な改善策を実施する。
- 3. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制、グループ各社の取締役および使用人の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制**
- 取締役会議事録、業務執行の意思決定会議等の議事録など重要な書類については、法令・諸規程に基づき文書管理を行い、取締役、監査役からこれら重要な書類の閲覧の要求があった場合には、直ちに提出する。
- このほか、取締役および使用人の職務の執行に係る情報については、情報資産の保護や情報開示に関する諸規程を策定し、これに基づき管理する。
- グループ各社の取締役および使用人の職務の執行に係る重要事項について、当社への報告等を定める諸規程に基づき、グループ各社から適時に報告を受ける。
- 4. 当社およびグループ各社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制**
- 当社に「コンプライアンス委員会」を、世界の主要地域に配置した地域本社にコンプライアンス機能を果たす組織をそれぞれ設置し、企業活動に関するリスクをグループ横断で統括する。「コンプライアンス委員会」は、経営戦略上のリスクや業務運営上のリスクを把握・評価し、必要な予防策を講じ、また、世界の主要地域に配置した地域本社において策定する緊急事態を想定した対応マニュアルの策定支援を行う。
- 緊急事態が発生した場合には、その内容や当社グループに与える影響の大きさ等に応じ、当該事態が発生した地域の地域本社もしくは当社、またはその双方にリスク対策本部を設置し、対応を実施する。
- 5. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項および監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**
- 監査役会および監査役の職務を補助する監査役会スタッフグループを設置して使用人を配置する。
- 監査役会スタッフグループの使用人については、当該使用人の取締役からの独立性と監査役の指示の実効性を確保するため、当該使用人の任命・異動・評価等、人事に関する事項の決定には、監査役の同意を必要とする。

6. 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制、監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

取締役および使用人は、取締役会その他重要な会議への監査役の出席を通じて職務の執行状況を報告するほか、内部監査部門の監査結果を監査役に報告する。このほか、監査役からの求めに応じ、業務および財産の状況を報告する。

また、グループ各社を含め取締役および使用人から監査役へ直接通報するルートを構築し、社内へその周知を図る。

当社およびグループ各社は、監査役へ報告・通報したことを理由として、当該取締役および使用人に対して解任、解雇その他いかなる不利な取扱いも行わないための諸規程を整備、周知する。

7. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役会および監査役の職務の執行上必要と認める費用について、あらかじめ予算を計上する。ただし、緊急または臨時に支出した費用については、事後に償還に応じる。

8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

代表取締役と監査役の間で定期的な意見交換会を開催する。また、監査役からの求めに応じ、監査役と会計監査人および内部監査部門との間で連絡会を開催するほか、各種会議への監査役の出席を確保するなど、監査役の監査が実効的に行われるための体制を整備する。

*** 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方およびその整備状況について**

当社では、「市民社会の秩序や安全に脅威を与えるなどの、違法行為を行う個人および団体とは関係をもたないこと。このような個人および団体からの金品や役務の求めには一切応じないこと」を「倫理行動基準」において宣言している。コンプライアンス部に統括機能を設置し、情報の集約化を図るとともに、イントラネット上での対応マニュアルの整備等を行っている。地元警察署との連携を図り、反社会的勢力排除を推進する団体に加盟するなど、外部情報の収集や外部団体との連携を強化している。

●会社役員の「重要な兼職」の判断基準

当社は、役員の競業の状況、社外役員の独立性の高さなどを明らかにするため、会社法施行規則第 121 条および 124 条に定められている会社役員の「重要な兼職」について、以下の判断基準を定め、これに従って役員の兼職状況を事業報告に記載しています。

＜重要な兼職の判断基準＞

役員が以下のいずれかに該当した場合、「重要な兼職」に該当するものとして、株主総会招集通知の事業報告に記載する。

1. 兼職先が上場会社またはそれに準ずる規模・知名度・社会的重要性を有している株式会社であり、当該役員が兼職先での役員である。
2. 兼職先が株式会社以外の法人である場合および1. に該当しない非上場の株式会社である場合で、当該役員が兼職先の代表者である(原則)。
3. 当社グループと当社グループ外の兼職先の間に1,000万円超の取引または500万円超の寄付がある(原則)。
4. 当該兼職が拘束時間・繁忙度合い等の観点から、当社の社外役員としての職務執行に影響を与えうるものである(本職等)(兼職先が法人でない場合を含む)。

●会社役員の「重要な兼職」先との関係性記載基準

当社は、社外役員の独立性の高さなどを明らかにするため、会社法施行規則第 124 条に定められている社外役員の「重要な兼職」先との関係について、以下の記載基準を定め、これに従って社外役員の兼職先との関係を事業報告に記載しています。

＜社外役員の「重要な兼職」先との関係性記載基準＞

「重要な兼職」先と当社との関係の記載(会社法施行規則第 124 条 1 項)については社外役員の独立性が確認できるよう、以下に従って内容を具体的に記載する。

1. 当社グループと兼職先との間に何らかの取引、提携、共同研究等の関係があり、兼職先に対し対価性・報酬性のある金銭または寄付金を支払うか、または兼職先からそれらの金銭を当社グループが受取っている場合
⇒関係性を記載するほか、その対価、報酬または寄付金について実際の金額、またはその比率(当社から兼職先への支払については「売上原価、販売費および一般管理費」に占める比率を記載し、兼職先から当社に対する支払については「売上高」に占める比率)を記載
2. 上記1. に該当し、かつ、当該取引が社会インフラにかかわるサービスの利用に限られる場合(電気、水道、郵便、公共交通機関等)
⇒「特記すべき関係はありません」と記載
3. 当社グループと兼職先との間に何らかの取引、提携、共同研究等の関係があり、対価性・報酬性のある金銭または寄付金の授受がない場合
⇒関係性のみを記載(共同研究を行っております等)
4. 当社グループと兼職先との間に、何らの取引、提携、共同研究等の関係がない場合
⇒「特記すべき関係はありません」と記載

5. 現事業年度および過去 9 事業年度において、当社と兼職先とが社外役員の相互就任の関係がある場合
⇒現任者同士であるか、現任者と退任者であるか、退任者同士であるかの区別、退任者の在任時期および当該相互就任による特記すべき関係の有無等の状況を記載

以 上